

令和8年度大津町地域防災計画及び大津町国民保護計画
の修正について

令和8年5月28日

大 津 町

令和8年度大津町地域防災計画及び 大津町国民保護計画の修正（案）

目 次

第1 令和8年度大津町地域防災計画の修正（案）

- 1 国の防災基本計画修正の反映
- 2 防災気象情報の改善を踏まえた修正
- 3 県の地域防災計画修正の反映
修正なし
(修正事項等)
 - ・令和7年8月豪雨の検証結果を踏まえた修正
 - ・令和7年8月豪雨復旧・復興プランを踏まえた修正
 - ・近年の大規模火災を踏まえた「火事災害対策編（大規模な火事災害対策編、林野火災対策編）」の新設
- 4 その他の修正

第2 大津町国民保護計画の修正（案）

- 1 国民の保護に関する基本指針の変更による修正
- 2 その他の修正（経年変化）

令和8年度大津町地域防災計画（案）の令和7年度からの変更点

章・ページ	修正箇所	修正内容	修正理由・背景等
第3章 P18	第1節 組織計画 2 町の災害対策系統	町から県(国)に対する応急措置実施の要請	能登半島地震の教訓を踏まえた国の防災基本計画修正を受けた修正
第3章 P66	第28節 災害ボランティア活用計画	災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携	
第3章 P47	第10節 避難計画 7 避難所の管理運営	避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化	能登半島地震の教訓（生活環境改善、防災DX等）を踏まえた修正
		協定・届出避難所に係る情報の事前把握	
第2章 P8	第6節 災害備蓄物資整備計画	災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保	
第3章 P28	第6節 情報収集及び被害報告取扱計画	新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利活用促進及び防災IoTシステムによる被災情報の迅速な共有	
第3章 P44	第10節 避難計画 3 避難指示及び避難誘導の方法（1）	防災気象情報の改善内容の反映	防災気象情報の改善を踏まえた修正
第3章 P20	第2節 災害応急対策要領 第9条 4 対策部の分掌事務	保健師の活動内容や指揮命令系統を明確にするため保健活動班の設置を明記	現状との不整合等を修正するための修正
第3章 P23	第3節 職員の配置基準 1	水防班の活動にあわせて「現場対策班」を「避難所対応班」に修正	
第3章 P41	第9節 消防計画 2	消防団員数の変更に伴う修正	
第3章 P53	第10節 避難計画 9 指定緊急避難場所及び指定避難所等	福祉避難所（小規模多機能型居宅介護おおづセンターホーム）の休止による修正	

第 1 令和 8 年度大津町地域防災計画の修正（案）

1 国の防災基本計画修正（令和 7 年 7 月）の反映

（1）関連する法令の改正を踏まえた修正

- ① 国による災害対策の強化
 - ・市町村から国に対する応急措置実施の要請
- ② 被災者支援の充実
 - ・被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携

（2）令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正

- ① 被災者支援の充実
 - ・避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
 - ・協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- ② インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保
 - ・災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保
- ③ 防災 DX の加速
 - ・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利活用促進及び防災 IoT システムによる被災情報の迅速な共有

1. 市町村から国に対する応急措置実施の要請

P18（第 3 章 第 1 節 組織計画 2 町の災害対策系統）

（1）町災害対策本部と防災関係機関との協力系統

本町の地域に災害が発生し、または災害発生のおそれがある場合、大津町災害対策本部と大津町防災会議を構成する防災関係機関等は、町内における災害対策の総合的かつ、計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡調整を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

また、必要に応じて大津町災害対策本部に防災関係機関等の職員を参集させることができるものとする。

町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関へ応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該町の地域における災害状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、該当要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

2. 被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携

P 6 6 (第3章 第28節 災害ボランティア活用計画)

4. 地域福祉の推進

町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他ボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

5.

災害ボランティアの体制整備
町は、災害発生時における被災者援護協力団体の体制整備を図るとともに、災害ボランティアの活動環境を整備を図るものとする。
町は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時におけるボランティアの事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入や調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

また、町は、国が被災者援護協力団体として登録した団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

町は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時におけるボランティアの事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入や調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

3. 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化

P 4 7 (第3章 第10節 避難計画 7 避難所の管理運営)

(4) 町は、避難所等における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。(略)

(5) 町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努めるものとし、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるように、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。

4. 協定・届出避難所に係る情報の事前把握

P 4 7 (第3章 第10節 避難計画 7 避難所の管理運営)

(8) 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応
(略)

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

5. 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保

P8 (第2章 第6節 災害備蓄物資整備計画)

3 飲料水以外の生活用水の確保

町は、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

6. 新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の利活用促進及び防災IoTシステムによる被災情報の迅速な共有

P28 (第3章 第6節 情報収集及び被害報告取扱計画)

3 情報共有システムの活用

町は、防災情報共有システム(県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。)を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るとともに、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるものとする。

町は、災害時に災害対応基本共有情報(EEI)に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

4 被害報告等の調査

町は、被害情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用して関係省庁に当該情報を連絡するものとする。

また、町は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

さらに、町は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

2 防災気象情報の改善を踏まえた修正

1. 防災気象情報の改善内容の反映

P44 (第3章 第10節 避難計画 3 避難指示及び避難誘導の方法 (1))

(1) 河川災害水位

① 洪水予報発表形式

災害種別	水位周知河川 ※外水氾濫	基準水位	町・住民に求められる行動等
	その他河川 ※外水氾濫、内水氾濫		
警戒レベル5 相当情報	レベル5 氾濫発生情報	氾濫発生水位 (氾濫開始水位)	住民の避難完了 逃げ遅れた住民の救助及び新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
	レベル5 大雨特別警報		
警戒レベル4 相当情報	レベル4 氾濫危険情報	氾濫危険水位 (危険水位)	避難指示の発令判断の目安 住民の避難判断
	レベル4 大雨危険警報		
警戒レベル3 相当情報	レベル3 氾濫警戒情報	避難判断水位	高齢者等避難の発表判断の目安 河川氾濫に関する住民への注意喚起
	レベル3 大雨警報		
警戒レベル2 (相当情報)	レベル2 氾濫注意情報	氾濫注意水位	町は高齢者等避難を発令判断 住民は氾濫に関する情報に注意 水防団の出動の目安
	レベル2 大雨注意報		
警戒レベル1	早期注意情報	水防団待機水位	水防団待機

(2) 土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）

(発表指標) 60分雨量(解析・予報)、土壌雨量指数(解析・予報)

① 【警戒レベル3】高齢者等避難

ア レベル3土砂災害警報（警戒レベル3相当情報）の発表

イ 土砂災害の危険度分布が警戒レベル3相当（3時間後にレベル4土砂災害危険警報の基準に到達すると予想されたとき）となった場合

ウ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕方時点で発表）

② 【警戒レベル4】避難指示

ア レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報）の発表

イ 土砂災害の危険度分布が警戒レベル4相当（実況地又は2時間先までの予測値がレベル4土砂災害危険警報基準に到達）となった場合

ウ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

エ 避難指示が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合

オ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保

ア レベル5土砂災害特別警報（警戒レベル5相当情報）の発表

イ 土砂災害の危険度分布が警戒レベル5相当（大雨により、重大な土砂災害が起こる恐れが著しく大きいとき）となった場合

ウ 土砂災害の発生が確認された場合

3 その他の修正等

(1) 保健師の活動内容や指揮命令系統を明確にするため保健活動班の設置を明記

(2) 水防班の活動にあわせて「現場対策班」を「避難所対応班」に修正

(3) 消防団員数の変更による修正

(4) 福祉避難所（小規模多機能型居宅介護おおづセンターホーム）の休止による修正

1. 保健師の活動内容や指揮命令系統を明確にするため保健活動班の設置を明記

P20（第3章 第2節 災害応急対策要領 第9条 4 対策部の分掌事務）

対策部	部長 副部長 次長	班名	班員	分掌事務
民生医療対策部	部長 健康福祉部長 副部長 社協局長 次長 福祉課長 子育て支援課長 介護保険課長 健康保険課長	医療保険班	福祉課	1 災害救助法に基づく各種支援事業の取りまとめに関する事 2 義援金、見舞金品等の受付配分の決定に関する事 3 日赤等医療機関との連絡に関する事 4 衛生材料の調達及び供給に関する事項 5 食品衛生の指導に関する事 （避難所における食品衛生管理の指導） 6 医療関係者の動員配置に関する事 7 救助物資の各避難所等への配分決定に関する事 8 被害者状況の実態調査・取りまとめに関する事 9 災害弔慰金及び災害援護資金に関する事 10 福祉避難所の開設及び避難行動要支援者支援に関する事項 11 病院等衛生関係施設に係る被害状況の調査及び収集に関する事 12 防疫・救護の指導に関する事項 （住民救護・消毒関連） 13 未就学児の居場所支援に関する事 14 幼稚園・保育園並びに学童保育施設の災害情報収集及び被害報告のとりまとめ 15 災害ボランティアに関する事 16 当該課の分掌事務及び社協事務局に係る災害予防及び災害応急対策に関する事
		物資班	子育て支援課	
		防疫班	介護保険課	
		ボランティア班	健康保険課	
		<u>保健活動班</u>	社協	

17 保健師等による保健活動班の設置

※保健活動班の活動については上記の他別途定める

2. 水防班の活動にあわせて「現場対策班」を「避難所対応班」に修正

P23 (第3章 第3節 職員の配置基準 1)

(2) 配置基準

班名等	配置計画（自宅待機を含む）				
	注意体制	第1警戒体制		第2警戒体制	
情報収集班 災害応急対応	防災交通課 2人 都市整備部 2人	防災交通課 3名 災害応急対応 7名		防災交通課 4名 災害応急対応 14名	
水防班の基準		1コ水防班基準		2コ水防班基準	
総括班等	/	6人	14人	11人	
連絡調整・情報班		4人		8人	27人
<u>避難所対応班</u>		4人		8人	
消防団本部	/	1人		4人	

3. 消防団員数の変更による修正

P41 (第3章 第9節 消防計画 2)

2 消防活動計画

(4) 消防団の現況は、団員総数 491名 及び機能別消防団員 37名 8分団及び本部班をもって編成しており、各町内または行政区は何れかの分団が担当し、災害報知と同時に速やかに出動ができるよう編成するものとする

4. 福祉避難所「小規模多機能型居宅介護おおづセンターホーム」の休止による修正

P53 (第3章 第10節 避難計画 9 指定緊急避難場所及び指定避難所等)

④ 福祉避難所

施設名	収容可能人員	住所	電話番号
小規模多機能型居宅介護おおづセンターホーム <u>【休止中】</u>	10名	大津 1187-1	294-000 2

(5) その他、住民等が行う自助・共助に関する地区防災計画の各地区の作成状況

ア 令和8年4月作成（美咲野4区）

美咲野自治会

イ 令和4年度作成：7地区）

日吉ヶ丘区、室北区、後迫区、上大津区、新区、大津東区、岩坂区

大津町国民保護計画（案）の令和7年度からの変更点

編・ページ	修正箇所	修正内容	修正理由・背景等
第3編 P62	第5章 救援 1 救援の実施 (1)	救援の規定に「福祉サービスの提供」等を追記	災害救助法における救助の種類に、同様の規定が明記されたことを踏まえた修正
第3編 P62～ 63	第5章 救援 2 救援の内容 (2) 救援の実施に際しての留意事項		
第3編 P62	第5章 救援 2 関係機関との連携 (4)	国民保護措置においての訓練や研修等を実施する際は、指定公共機関・指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努める旨を追記	国民の保護に関する基本指針の変更による修正
第1編 P38	第2章 1 対策本部の設置	町対策本部の設置場所 応接室から災害対策本部室（庁議室）へ	修正未了分を修正
第1編 P56	第4章 第2 避難住民の誘導等 2 避難実施要領の策定	「避難の指示の通知・伝達」を「避難実施要領の通知・伝達」へ	図中の誤記を修正
第1編 P7	第4章 町の地理的、社会的特徴 (2) 気候	気温、降水量の平均値を2025年のものへ	新しいデータに更新
第1編 P8、9	第4章 町の地理的、社会的特徴 (3) 人口分布	① 行政区ごとの人口推移（2026.3 及び2012.3）に ② 年齢別人口分布（2025.10.1 現在）に	
第2編 P26	第1章 組織・体制の整備等 第5 研修及び訓練	各サイトのアドレスを更新	
第3編 P50	第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等		

第2 大津町国民保護計画（案）の修正

1 国民の保護に関する基本指針の変更による修正

- (1) 救援の規定に「福祉サービスの提供」等を追記
災害救助法における救助の種類に、同様の規定が明記されたことを踏まえた修正。
- (2) 指定公共機関等との連携
国民保護措置における訓練や研修等を実施する際は、指定公共機関・指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努める旨を追記

1. 救援の規定に「福祉サービスの提供」等を追記

P62（第3編 第5章 救援 1 救援の実施（1））

(1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ①～⑥（略）
- ⑦ 福祉サービスの提供
- ⑧～⑪（略）

P62～63（第3編 第5章 救援 2 救援の内容

（2）救援の実施に際しての留意事項）

① 収容施設の供与

(ア) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、県等が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握）

(イ)～(オ) 略

(カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応（宿泊施設、長期避難住宅等（賃貸住宅、公営住宅等を含む。）の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握）

(キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応（調達が困難な場合の県等への支援要請）

②～⑤（略）

⑥ 電話その他の通信設備の提供

(ア)～(エ)（略）

(オ) 通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び県等への支援要請

⑦ 福祉サービスの提供

(ア) 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握

(イ) これらの者からの相談対応

(ウ) これらの者に対する避難生活上の支援

(エ) 福祉避難所の供与

(オ) 福祉サービスの提供に係る県等への支援要請

⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

<p>(ア)～(工) (略)</p> <p><u>(オ) 住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合の県等への支援要請</u></p> <p>⑨ 学用品の給与 (ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 教科書等の給与に係る県等への支援要請</u></p>
<p>2. 指定公共機関等との連携</p>
<p><u>P62 (第3編 第5章 救援 2 関係機関との連携 (4))</u></p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) <u>事業者との連携</u> 町長は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。</p>

2 その他の修正

<p>現状に適合させるための修正</p>
<p><u>P38 (第1編 第2章 1 対策本部の設置)</u></p> <p>⑤ 町対策本部の設置 応接室 → <u>災害対策本部室</u></p>
<p><u>P56 (第1編 第4章 第2 避難住民の誘導等 2 避難実施要領の策定)</u></p> <p>(6) 避難実施要領の内容の伝達等 図中 避難の指示の通知・伝達 → <u>避難実施要領の通知・伝達</u></p>
<p>経年変化による修正</p>
<p><u>P7 (第1編 第4章 町の地理的、社会的特徴 (2) 気候)</u></p> <p>① 気温、降水量の平均値 <u>2025年</u></p>
<p><u>P8及び9 (第1編 第4章 町の地理的、社会的特徴 (3) 人口分布)</u></p> <p>③ 行政区ごとの人口推移 (<u>2026.3</u> 及び 2012.3)</p> <p>④ 年齢別人口分布 (<u>2025.10.1</u> 現在)</p>
<p><u>P26 (第2編 第1章 組織・体制の整備等 第5 研修及び訓練)</u></p> <p><u>P50 (第3編 第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等)</u> <u>ホームページアドレスの更新</u></p>